

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年5月21日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：パラオ国水産業開発マスタープラン策定プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称 : パラオ国水産業開発マスタープラン策定プロジェクト

調達管理番号 : 25a00187

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年5月21日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パラオ国水産業開発マスタープラン策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年8月 ～ 2027年7月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期（詳細計画策定フェーズ）：2025年8月 ～ 2026年5月

第2期（本格フェーズ）：2026年6月 ～ 2027年7月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第2期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

（6）部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度（2026年2月頃）
- 2) 2026年度（2027年2月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

経済開発部 農業農村開発第一グループ第二チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 5月 27日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 5月 28日 12時まで
3	質問への回答	2025年 6月 2日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年 6月 6日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年 6月 17日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「パラオ国水産業開発マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：24a00850）の受注者（有限会社エムエム・サービス）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/ya5CJAw17k>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「25a00187_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFに

パスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格

を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本プロジェクトに、無償資金協力事業を想定した協力準備調査が追加された場合、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

10. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	パイロット活動の実施方法、想定される内容。	第3条2（4）
2	マグロ・カツオ流通における市場調査の実施に係る具体的な調査内容、実施方法、情報収集する際の工夫	第3条2（5）
3	ボーリング調査の本数・仕	第3条2.（7）

	様。	
4	環境社会配慮調査	第3条2. (10)

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・基本計画策定調査実施時期：2025年3月
- ・RD署名：2025年4月4日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

【実施方針】

（1）マスタープランプロジェクトの進め方

マスタープランの対象年は2035年とし、同年までの中長期的な水産振興を図ることを目的として策定する。策定に当たっては迅速化の観点から二段階方式を採用し、2026年5月までを想定する詳細計画策定フェーズと2027年7月までを想定する本格フェーズに分けてプロジェクトを実施する。

詳細計画策定フェーズはパラオ水産業に係るベースライン調査、関連情報収集、活動の優先順位策定を行い、マスタープラン中間案を策定する。商業漁業振興における漁港の重要性に鑑み、本フェーズでは新漁港整備の実現可能性分析および港湾設計／施設レイアウト／規模設定の検討に最優先で取り組むこととする。マスタープラン中間案では、同検討を踏まえたガッパン漁港のコンセプト案をパラオ政府に提示する。その他の情報収集及び検討は漁港整備に係る検討に必要な範囲で行う（活動3-2及び3-3を中心とし、それに必要な範囲で成果1～3に関わる活動を行う）。また、本格フェーズにおいて実施するパイロット活動の詳細について検討する（成果4に関わる活動の準備）。

そして、本格フェーズは漁港整備以外のマスタープランでの検討事項のうち前フェーズで不足している部分を補うとともに、マスタープラン実施（特にガッパン漁港開発後の持続的な水産業振興）に必要な人材育成および実証調査を、パイロット活動を通じて実施し、得られた教訓や改善点を最終的なマスタープラン案に反映させる。特に、現実的な漁港の運営管理体制、輸出向け及び国内流通活性化（観光客向けが想定される）に係る試験的な活動による検証を行っていく。

（２）本プロジェクトで対象とする漁業

本プロジェクトでの要請書では、対象サブセクターとして「沖合漁業」（offshore fisheries）と記載されていたが、これを「商業漁業」（commercial fisheries）に変更し、その作業定義を「マグロ・カツオ類を対象とした沖合漁業と小規模漁業者による浮魚礁漁業を含むもの」と規定した。理由は以下の通り。

当国における沖合漁業とはマグロ・カツオ類を対象とした漁業を指すが、マグロ・カツオ類を対象とした漁業は沖合での商業漁船での漁獲に加え、近年では沿岸漁業への依存低減を目的にした、小規模漁業者によるマグロ・カツオ漁開発（沿岸FADs 漁業）も進められており、混獲漁を含むマグロ・カツオ漁の漁獲物の国内外への流通・消費を促進する上では、上記小規模漁業者を含めることも重要であるため。

（３）JICA が実施した関連案件の成果の活用

技術協力プロジェクト「島嶼国型ブルーエコノミーの優良事例形成プロジェクト」（2022 年 4 月～2025 年 9 月）では沖合漁業経営、水産資源管理、水産流通販売、水産観光連携の 4 分野でのパイロット活動を通じた優良事例の形成に取り組んでいる。また、草の根技術協力「北部沿岸漁業組合における回遊魚（マグロ・カツオ類）の漁獲技術向上と水産物の加工販売を通じた組織強化」（2022 年 1 月～2025 年 3 月）では、沖合の人工浮魚礁（FADs）も活用し（設置も一部支援）、多様な海域で操業を行うと共に、漁獲物の加工・販売までの各工程について人材育成を試みた。これらの既往技術協力の成果の活用を図ることとし、特に、本プロジェクトのパイロット活動にて想定している低投資型かつ簡易な高度保冷技術の検証に関しては、上記技術協力プロジェクトにて小規模実験室ベースでの実証を行っており、その成果・教訓を踏まえ対応する。

また、個別専門家「持続可能な観光開発」（2024 年 5 月～2027 年 5 月）が Palau Visitors Authority（PVA）に派遣されており、水産業を主体とするブルーエコノミーにおける観光業との連携についての検討を行う際に助言を得る。

なお、上述関連案件のプロジェクト案件概要表、個別専門家案件概要表、プロジェクト専門家活動報告書については、後述の第 3 章 2.業務実施上の条件（４）配付資料／公開資料等に記載のとおりである。

（４）パイロット活動の実施目的・規模²

策定するマスタープランは、2035 年までの中長期的な水産振興を図る基本計画であり、このことから本プロジェクトでは、マスタープラン実施に必要な人材育成・実施体制の強化を図ることおよび沖合浮魚資源の国内外への流通可能性の確認を目的としたパイロット活動の実施を想定している。したがって、詳細計画策定フェーズにおいて、パイロット活動の内容について検討を行い、この結果をもとに発注者と協議のうえ詳細について決定する。

パイロット活動の想定規模は以下のとおり。

目的	マスタープランを実行していく際に必要となる人材の育成及び沖合浮魚資源の国内外への流通・販売方法／ルート（可能性）の検証に取り組み、より実効性のあるマスタープラン策定に反映させる。
対象者	農業・水産・環境省水産局員、漁協及び商業漁業関係者
参加者数	各活動の内容に応じ約 5～20 名程度
開催期間	本格フェーズの期間 2026 年 6 月～2027 年 5 月
実施場所	パラオ全土（3 カ所程度）
想定する活動	1）マグロ・カツオの試験的輸出 2）低投資型かつ簡易な高度保冷技術の検証 3）商業漁業関係者向けの水産加工訓練 4）他産業（観光等）との連携
実施形態	対面・オンライン併用

（５）マグロ・カツオ流通における市場調査の実施³

パラオ政府は、国内で水揚げされたマグロ・カツオの輸出を熱望しているが、現時点では個人レベル以外での輸出は皆無である。パラオ産マグロ・カツオの輸出先として想定される消費地（日本およびグアムを含む）における、特に生鮮・冷凍マグロ（キハダ及びメバチ）市場への参入可能性の検討に必要な詳細情報（例：品質要求、ロイン、ホール等の流通形態、流通経路、市場価格、取り扱い季節変動等）を収集・分析し、パラオにおける商業漁業振興の方向性（戦略）の検討に供するこ

² パイロット活動の実施目的・規模は記載のとおりですが、想定される実施方法や活動内容について、プロポーザルで具体的に説明してください。

³ マグロ・カツオ流通における市場調査に係る具体的な手順、関係アクターとの調整方法及び分析事項をプロポーザルで提案してください。

ととする。なお、本邦においての市場調査では、パラオ産マグロとの競合が懸念される沖縄産マグロの流通状況確認を含めること。

（６）商業漁業拠点（漁港）整備における調査、運営体制の検討

現在、パラオには商業漁業振興を専門に取り扱う漁港は無く、パラオ側はその適正な規模感、施設構成、運営実施体制・方法についての情報を有していない。については、我が国の参考となる商業漁業拠点（漁港）を調査分析し、パラオ側に示すこととする。併せて、産業化にあたり、国内流通並びに輸出方法を検討する必要があることから、類似の取組を行っている漁協、民間企業を調査分析し、パラオ側に説明を行うこととする。

また、新漁港の港湾設計／施設レイアウト／規模設定の検討にあたっては、パラオの商業漁業振興が未だ黎明期にある状況に鑑み、開発の進行状況に即した段階的整備を前提に、本プロジェクトで提案する施設整備案では将来的な拡張可能性を十分に考慮したものとする。なお、本プロジェクトでは、将来的な漁港整備案の全体像を示した上で、現時点で適正と判断される施設設計／レイアウト／規模設定案を提示する。上記検討にあたっては、（５）で行った関連調査における収集情報とその分析結果も参考にし、段階的整備案および現行での整備案の施設規模設定根拠をできる限り明確に提示する。

さらに、商業漁業拠点（漁港）の段階的整備案の検討にあたっては、施設の有効利用を促進する観点から追加的機能（例：観光連携活動拠点、地元コミュニティ用加工施設、レクリエーション施設、台風シェルター等）の付加を検討する。付加機能の検討にあたっては、周辺地域における観光資源の有無、観光事業者の意向、NGOの活動状況、地元コミュニティの意向など関連情報の収集に努め、施設整備ニーズを詳細に把握すること。

最後に、本プロジェクトで提案する商業漁業拠点は、①水産物流通・加工拠点としての商業施設、および②国際的な取決め（例：寄港国措置協定）上の履行措置対応の拠点施設、としての二つの側面を持つことが求められると想定される。このような施設の運用には、入出港及び水揚管理を担う公的機関（水産局）の関与も必要となる一方で、商業漁業拠点として採算性を伴う施設運営が求められる。このことから、パラオ側が想定する施設運用実施体制について調査の上、施設の持続的かつ有効活用に寄与する選択肢を複数案検討し、それらの長短を分析した上でパラオ側に提案する。

（７）ボーリング調査の実施⁴

商業漁業拠点（漁港）整備の候補地であるガッパンは、1988年に漁村開発計画基本設計調査が実施され、小規模な漁港が整備されている。商業漁業拠点を整備するにあたり、当該地域周辺には約20年前に道路建設のために埋め立て造成された土地があり、また、沢が流れ込む養殖池が形成されていることを踏まえ、地盤が軟弱である可能性もあることから、本プロジェクトでボーリング調査を実施し、軟弱土壌の有無を含む候補地の地盤の状況を確認することとする。

（８）Palau National Marine Sanctuaire（PNMS）法の動向、及び操業許可水域への入漁条件による操業の採算性の検討

現在パラオ議会で審議中のPNMS改定法案は、EEZ内の操業許可水域を20%から50%へ拡大するものである。現政権としては、操業海域拡大に伴い同国EEZ内で操業する漁船が増加し、それら漁船がマグロ・カツオ類を同国で水揚げすることで、水産加工業や日本を含めた海外への輸出が生じ雇用創出・産業振興に繋がることを期待している。マスタープラン策定が必要と判断された背景にはこのような期待も強く影響しており、今後のパラオにおける水産業振興の方向性全体に影響するところ、本法案の改正に注視しながら本プロジェクトを進める。

加えて、パラオでの水揚げ及びパラオからの輸出を実現させるための条件（例：①パラオにおける全量水揚げもしくは部分水揚げ、輸出先、②燃油調達等への公的補助の有無、③入漁料の有無、④乗組員への特権（PPEFの免除等）の有無）を設定した上で、様々な付帯条件の組み合わせによる操業採算性分析を行い、パラオ側として必要な対応事項を取り纏めることが求められる。

（９）プロジェクト活動進捗に係る報告・連絡・相談体制の構築

本プロジェクトの活動の進捗について、JICA本部主管部署・パラオ事務所へのきめ細やかな報告・連絡・相談を行い、活動の方向性を決定する際にはJICA本部主管部署の確認を経て行う。具体的には、月報等の資料を活用し、団員の現地渡航前・後に業務進捗報告を行う。なお、本案件の重要性に鑑み、定期的にJICA本部（東南アジア・大洋州部、資金協力部、経済開発部、国際協力専門員（水産、海洋土木））、JICAパラオ事務所、日本政府関係機関、外部有識者に対する国内支援委員会を設置予定である。

⁴ ボーリング調査について、実施方法・項目を具体的に説明してください。

(10) 環境社会配慮面（カテゴリ B への対応）⁵

商業漁業拠点（漁港）整備の候補地であるガッパンについて、基本計画策定調査において、陸上部は、過去に道路整備のために開発された地域であり二次利用となるため、環境面への影響は比較的小さいことを確認している。また、海上部は、岸から離れた海中にアマモの生息を確認したが、漁港整備用に浚渫する必要があると思われる範囲からは距離があることを確認している。一方、パラオでは開発に対する環境社会配慮面への対応や国内外への説明が強く求められることから、新たな漁業拠点の整備検討に際しては、環境社会配慮面について十分慎重に確認を進めると共に、パラオ側による戦略的影響アセスメント（SEA）、Pre F/S 対象事業に対する初期環境調査（IEE）の実施に向けて丁寧な側面支援を行う必要がある。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

- ① 成果1に関わる活動：パラオの商業漁業の現状、課題、可能性が特定される。

活動 1-1 パラオ政府、開発パートナー、およびその他の関連機関により取りまとめられた既存の計画、報告書、およびその他の関連情報をレビュー・分析する。

活動 1-2 水産業の現状と課題に関する補完的な調査・分析を実施する。

活動 1-3 近隣の市場や競合する沖合魚等水産物の輸出国の状況と見通しに関する情報を分析する。

- ② 成果2に関わる活動：他産業との相乗効果も踏まえた上で、2035年までの商業漁業の持続可能な発展に向けた長期的ビジョンが確立される。

活動 2-1 観光業などの他の産業との相乗効果を含む、長期的な水産業開発目標⁶に関するステークホルダーとの構造的対話を促進する。

活動 2-2 合意された長期的水産業開発目標を達成するために必要な開発段階の概略を示す。

⁵ 環境社会配慮面の調査において、要件及び調査項目についてプロポーザルで具体的に説明してください。

- ③ 成果 3 に関わる活動：長期的ビジョンを実現するための短期・中期的な優先的活動（新規漁港の整備を含む）が特定される。

活動 3-1 将来の開発段階に基づいて、短期的および中期的に必要なアクションをリストアップし、優先順位を付ける。

活動 3-2 必要な主要インフラプロジェクトの概念設計とコスト見積もりを行う。

活動 3-3 優先的活動の環境的・社会的受容性を評価するために、環境社会配慮に関する初期的な調査を実施する。

- ④ 成果 4 に関わる活動：特定された短期的優先活動に基づいて実施されるパイロット活動を通じて、パラオ側の組織的能力が強化される。

活動 4-1 パイロット活動実施のためのワーキンググループをプラットフォームとして設立する。

活動 4-2 パイロット活動を選定し実施する。

活動 4-3 マスタープランの実施・管理のための多分野にわたるプラットフォームとしてワーキンググループを強化する。

活動 4-4 パイロット活動の結果に基づきマスタープランをレビュー・修正する。

（２）本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施し、想定規模は以下のとおり。パラオ側参加者数が限定的であることが予想されるところ、個別の本邦研修として実施するのではなく、既存の課題別研修「ブルーエコノミーのための持続可能な小規模漁業」に上乗せ、同研修の一部日程を本プロジェクトに特化した内容とすることを想定。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。 - 我が国の漁港の複合利用の事例（水産ブルーエコノミー商業漁業振興）について学ぶ。 - 商業漁業（マグロ・カツオ）拠点の施設運営について理解を深める。 - マグロ・カツオの水揚げ拠点・加工施設における漁獲物の取り扱いや品質・衛生管理について学ぶ。
実施回数	1 回

対象者	農業・水産・環境省水産局職員
参加者数	約 2 名
研修日数	約 7 日（移動日を含む）

（３）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、水産局員、商業漁業関係者を対象とし、商業漁業振興を進める上で必要とされる能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行

い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では以下の対応を行う。

A) 戦略的環境アセスメント

(ア) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布)

(以下、

「JICA 環境社会ガイドライン」という)に基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)(PPP)レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

(イ) 主な調査項目は、以下のとおり。

ア) 政策、計画等の目的・目標の検討

イ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮(環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等)に関

連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離

(c) 関係機関の概要

ウ) 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区

域の地図等)

エ) 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討

オ) スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な

環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施

カ) ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族

の生活

区域及び経済社会状況等）の確認

キ) 影響の予測

ク) 影響の評価及び代替案の比較検討（PPP レベル）

ケ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

コ) モニタリング方法の検討

サ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の

検討。「JICA 環境ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）

B) 初期環境調査

(ア) JICA 環境社会ガイドラインに基づき、成果 3 に関わる活動の対象となる優先プロジェクトについて、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 3 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

(イ) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法

(c) 関係機関の役割

イ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範

囲並びに調査方法について決定すること）の実施

ウ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合（例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は 5 年、社会面は 3 年程度）、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

- エ) 影響の予測
- オ) 影響の評価及び代替案の比較検討
- カ) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討
- キ) 環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成
- ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）
- コ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計
- （ウ）相手国法制度上、環境アセスメント報告書（又は IEE 報告書）の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案（又は IEE 報告書案）を作成する。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	1
ワーク・プラン	各現地業務開始約 1 ヶ月前	英語	電子データ	1
モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英語	電子データ	1
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行 期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	1
マスタープラン中間 （案）	2026 年 5 月	英語	電子データ	1
		日本語	電子データ	1
業務完了報告書（案） 事業完了報告書（案）	契約履行期限より 3 カ月前 （2027 年 4 月末）	英語	電子データ	1
		日本語	電子データ	1
マスタープラン最終 （案）	契約履行期限より 3 カ月前 （2027 年 4 月末）	英語	電子データ	1
		日本語	電子データ	1
業務完了報告書	契約履行期限末日（2027 年 7 月末）	英語	製本	各 3 部
		日本語	CD-R	各 3 部
マスタープラン最終版	契約履行期限末日（2027 年 7 月末）	英語	製本	各 3 部
		日本語	CD-R	各 3 部
事業完了報告書	契約履行期限末日（2027 年 7 月末）	日本語	電子データ	1
			CD-R	3 部

- 業務完了報告書、事業完了報告書、マスタープラン最終（案）は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクトの活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ パラオ水産業の開発シナリオ
- ④ マスタープラン最終版
- ⑤ キャパシティディベロップメント計画
- ⑥ 選定した漁業拠点のプレ F/S
- ⑦ 事業化に向けて求められる対応事項
- ⑧ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ⑨ プロジェクト目標の達成度
- ⑩ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績

- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

２．技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （１）マスタープラン中間（案）
- （２）マスタープラン最終版
- （３）漁港運営マニュアル
- （４）プラットフォーム運営マニュアル
- （５）水産加工バンドブック
- （６）市場調査報告書

３．コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- （１）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- （２）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- （３）詳細活動計画（WBS 等の活用）
- （４）活動に関する写真

第６条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	ボーリング調査 ⁷	ガッパン地域で漁業拠点を整備する際に必要となるボーリング調査の本数・仕様内容	1回	定額計上
2	パイロット活動	第3条2.（4）パイロット活動の実施目的・規模のとおりに従う	4回	定額計上
3	環境社会配慮調査 ⁸	第3条2.（3）⑥環境社会配慮に係る調査の内容参照	1回	上限額

第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	小型液体冷凍機	パイロット活動において、低投資型かつ簡易な高度保冷技術の検証を行う	2	ノンフロン型、容量700l以上 配置予定：ガッパン、北部漁港	上限額
2	業務用冷蔵庫	パイロット活動において、水揚施設から一定量の漁獲がある水産物について保存用として使用	3	冷蔵（700l以上3台） 配置予定：同上、アルモノグイ	上限額

⁷ 上述の13頁（7）ボーリング調査を参照願います。

⁸ 上述の14頁（10）環境社会配慮面（カテゴリBへの対応）の調査を参照願います。

3	業務用真空包装機	水産物加工用品に必要な 機材	2	標準型 配置予定： 北部漁協。 アルモノグ イ	上限額
---	----------	-------------------	---	-------------------------------------	-----

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名：パラオ共和国（パラオ）

案件名：和名 水産業開発マスタープラン策定プロジェクト

英名 The Project for Formulating a Master Plan for Fisheries Industry
Development in the Republic of Palau**2. 事業の背景と必要性**

（１）当該国における水産セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

パラオ国の環境保護と持続可能な経済成長の統合を目指すブルー・プロスペリティ計画（2021 年）では、同国の商業漁業を通じた国内産業化を支援するための戦略的開発計画とインフラ投資の必要性が謳われている。パラオ開発計画（2023-2026 年）では、養殖業と漁業のサプライチェーン構築に必要なインフラへの投資や、制度改善の必要性を指摘している。

2020 年 1 月から同国は排他的経済水域の海洋環境保護及び適切な海洋資源の管理を目的とした「国家海洋保護区法：Palau National Marine Sanctuary (PNMS)」を施行し、同域内の環境保護に努めながら、一方で回遊魚のかつお・まぐろの好漁場であることから、これらの水産資源を持続的に利用し商業漁業を振興することが課題となっている。

現在の PNMS 法は排他的経済水域（EEZ）内において 20%の操業海域をパラオ及び外国船に割り当てているが、今後、これを 20%から 50%に拡大する PNMS 改正法案がパラオ議会で審議されることとなっている。

また、2024 年 7 月に開催された第 10 回太平洋・島サミット（PALM10）の機会に開催された日・パラオ首脳会談において、我が国政府は、ガッパン漁港を含むパラオの水産業振興のための調査を行っていく旨を表明し、これを受け、パラオ政府は、従前より構想していた商業漁業振興を図るための漁港インフラ整備・運営、同漁業を通じた国内産業化と輸出振興に向けた関係者の人材育成、観光業を含む他産業とも連携し経済社会便益を生み出す持続可能な水産開発振興に向けた開発計画策定の要請があったものである。

（２）水産セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ

対パラオ国別開発協力量針（2019 年）」において、「パラオの国家開発計画、1997 年から 3 年に一度開催している PALM（島サミット）を始めとした我が国政府全体の対太平洋島嶼国政策の方向性を踏まえ、自立的かつ持続的な発展を促すため、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序及び持続可能な海洋の実現のための支援、観光振興を含む持続的な経済成長基盤の強化のためのインフラ整備、人材育成、並びに環境保全や気候変動対策について支援を行う」としており、本事業は、「持続可能な海洋の実現」に寄与するものである。

また、我が国のかつお・まぐろ漁船にとって重要な漁場であり、漁業外交上の重点国でもあり、本事業は、JICA の課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」において掲げる「水産ブルーエコノミー振興」クラスターに位置付けられ、水産資源の適切な管理・活用を通じ、パラオの水産業の振興に寄与する。

なお、本事業は商業漁業の振興を通じた SDGs ゴール 14「海の豊かさを守ろう」にも貢献する。

（３）他の援助機関の対応

・世界銀行は、これまで技術無償援助を通じてガッパン港の基礎デザイン調査を実施してきており、開発の場所などの基礎的な計画策定をしている。

・NGO の The Nature Conservancy （TNC）は、バベルダオブ島の北部において漁業組合支援プロジェクトを実施中。

3. 事業概要

（１）事業目的

パラオの商業漁業における持続可能な水産開発を振興するため、観光業を含む他産業とも連携し相乗効果を図るマスタープランの策定を通じ、水産分野の実施体制や人材能力の強化を図る。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名：パラオ国全体

（３）本事業の受益者（ターゲットグループ）：

直接受益者：農業・水産・環境省水産局の行政官（37 名）及びパイロットサイトの漁業者・水産関係者

最終受益者：パラオ全土の漁業者に加えて、水産セクターバリューチェーンの各プロセスの関係者（卸業、市場関係者、民間企業、国内外の消費者）及び観光業関係者

（４）総事業費（日本側） 2.0 億円

（５）事業実施期間

2025 年 8 月～2027 年 7 月（計 24 か月）

（６）事業実施体制

農業・水産・環境省（Ministry of Agriculture, Fishery and Environment : MAFE）、水産局（Bureau of Fisheries : BOF）

（７）投入（インプット）

１）日本側

① 専門家派遣（合計約 29.67 人月）：業務主任／水産開発、海洋土木／自然条件調査、施設運営計画／財務・経済分析、水産流通／観光連携／業務調整、ジェンダー主流化／環境社会配慮／人材育成計画

② 機材供与：（主な機材内容）プロジェクトが実施する現状調査の結果を反映して内容を決定する。

2) パラオ国側

- ① カウンターパートの配置: プロジェクト・ダイレクター、プロジェクトマネージャー、分野ごとのカウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- ・ 技術協力プロジェクト「島嶼国型ブルーエコノミーの優良事例形成プロジェクト」(2022 年 4 月～2025 年 9 月) では沖合漁業経営、水産資源管理、水産流通販売の分野でのパイロット活動を通じた優良事例の形成に取り組んでいることからこれらの知見の活用を図る。
- ・ 草の根技術協力「北部沿岸漁業組合における回遊魚(カツオ・マグロ類)の漁獲技術向上と水産物の加工販売を通じた組織強化」(2022 年 1 月～2025 年 4 月) では、沖合に人工魚礁(FAD's)を設置し、多様な海域で操業を行い漁獲物の加工販売までの人材育成協力をしており、これらの知見の活用を図る。
- ・ 個別専門家「持続可能な観光開発」(2024 年 5 月～2027 年 5 月) が派遣されており、水産業を主体とするブルーエコノミーにおける観光業との連携についての知見の活用を図る。
- ・ 技術協力プロジェクト「気候変動への強靱性強化のための統合的沿岸生態系管理能力向上プロジェクト」(2022 年 2 月～2025 年 2 月) が実施されており、沿岸域生態系サービスが持続的に提供され、気候変動による負の影響に対する強靱性の強化を目指すことからこれらの知見の活用を図る。
- ・ 草の根／人間の安全保障無償資金協力「パラオ漁業支援機材整備計画」(漁船供与、2021 年) では、水産ブルーエコノミーと経済の強化等を図ることを目的に 5 トン級の一本釣り船を農業・漁業・環境省漁業局に供与し、ベラウ沖合漁業組合の利用により、カツオ・マグロ類をはじめとする回遊魚の漁獲量を増加させ、国内漁業の振興、持続可能な海洋資源の利用、漁業者の収入向上に取り組んでおり、これらの知見の活用を図る。
- ・ 「経済社会開発計画」(2019 年、漁具供与) では、漁具が供与されており、沖合漁業振興を図るうえでの活用の有無について検討する。
- ・ 海外漁業協力財団による「海外漁業協力強化推進事業」(2020 年、漁船供与) では、北部漁協を中心に漁船供与が行われており、上述の北部漁業協同組合でのプロジェクトでのこれらの知見の活用を図る。

2) 他援助機関等の援助活動

上記 2.(3) 他の援助機関の対応のとおり

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類: B
- ② カテゴリ分類の根拠:

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布)

上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

- ③ 環境許認可：本格調査で確認
 - ④ 汚染対策：本格調査で確認
 - ⑤ 自然環境面：本格調査で確認
 - ⑥ 社会環境面：本格調査で確認
 - ⑦ その他・モニタリング：本格調査で確認。なお、詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき本格調査の環境社会配慮調査の TOR 案を作成し、合意済み。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。
- 2) 横断的事項：（要確認）
- 3) ジェンダー分類： ジェンダー統合活動案件、本格調査で確認
- (10) その他特記事項：特になし。

4. 事業の枠組み

- (1) 上位目標： マスタープランで特定された優先的活動の実施を通じ、他の産業との連携の下、パラオの水産業の持続可能な発展が推進される。

指標及び目標値：

- 1) 2030 年までにマスタープランの優先的活動の一部が実施される。
- 2) マスタープランの内容が関連政策文書に反映される。

- (2) プロジェクト目標： 他産業との相乗効果により地域経済を活性化させる、パラオの商業漁業の持続可能な発展のためのマスタープランが策定される。

指標及び目標値：

プロジェクト終了時までにはマスタープランが MAFE によって正式に承認される。

- (3) 成果

- 成果 1. パラオの商業漁業の現状、課題、可能性が特定される。
- 成果 2. 他産業との相乗効果も踏まえた上で、2035 年までの商業漁業の持続可能な発展に向けた長期的ビジョンが確立される。
- 成果 3. 長期的ビジョンを実現するための短期・中期的な優先的活動（新規漁港の整備を含む）が特定される。
- 成果 4. 特定された短期的優先活動に基づいて実施されるパイロット活動を通じて、パラオ側の組織的能力が強化される。

指標及び目標値： 成果 1～4 までの各指標は以下の通り。

- 1-1) 商業漁業に関する包括的評価報告書が完成し、JCC によって承認される。
- 2-1) 2035 年までの商業漁業の持続可能な発展に向けた長期的ビジョンが JCC によって承認される。

- 3-1) 少なくとも X 件の優先的活動が費用概算と共に特定され、JCC によって承認される。
- 4-1) 関連機関・組織の参加による分野横断的なプラットフォームが設立される。
- 4-2) 参加スタッフの X% が能力向上を評価する。

(4) 活動

- 1.1 パラオ政府、開発パートナー、およびその他の関連機関により取りまとめられた既存の計画、報告書、およびその他の関連情報をレビュー・分析する。
- 1.2 水産業の現状と課題に関する補完的な調査・分析を実施する。
- 1.3 近隣の市場や競合する沖合魚等水産物の輸出国の状況と見通しに関する情報を分析する。
- 2.1 観光業などの他の産業との相乗効果を含む、長期的な水産業開発目標に関するステークホルダーとの構造的対話を促進する。
- 2.2 合意された長期的水産業開発目標を達成するために必要な開発段階の概略を示す。
- 3.1 将来の開発段階に基づいて、短期的および中期的に必要なアクションをリストアップし、優先順位を付ける。
- 3.2 必要な主要インフラプロジェクトの概念設計とコスト見積もりを行う。
- 3.3 優先的活動の環境的・社会的受容性を評価するために、環境社会配慮に関する初期的な調査を実施する。
- 4.1 パイロット活動実施のためのワーキンググループをプラットフォームとして設立する。
- 4.2 パイロット活動を選定し実施する。
- 4.3 マスタープランの実施・管理のための多分野にわたるプラットフォームとしてワーキンググループを強化する。
- 4.4 パイロット活動の結果に基づきマスタープランをレビュー・修正する。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件
 - 他の重要な関連機関がプロジェクトへの参加に同意する。
- (2) 外部条件
 - 《プロジェクト目標レベル》
 - 政策方針に大幅な変更が生じない。
 - マスタープラン実施のための十分な財源が確保される。
 - 《成果レベル》
 - プロジェクトに従事する中心的な人材が MAFE に留まる。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト（2013 年 5 月～2018 年 5 月）では、グレナダにおいて人工浮き魚礁（FAD）の導入を通じた漁民の組織化や運営に係る人材育成を図り、マグロの生鮮並びに冷蔵冷凍輸出等のバリューチェーン開発に取り組んだ。バヌアツ豊かな前浜プロジェクト（2006 年 3 月～2024 年 2 月）では、水産資源管理と住民の生計手段の開発を組み合わせた CB-CRM（Community-Based Coastal Resources Management）アプローチを取り入れ、持続的水産資源の利用を図りつつコミュニティでのレストランや土産物店といった観光

との連携を通じた事例があるのでこれらを参考とすることが期待できる。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、商業漁業の開発推進を通じて、SDGs ゴール 14「海の豊かさを守ろう」に貢献するするとともに、JICA の課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」において掲げる「水産ブルーエコノミー振興」クラスターに位置付けられ、水産資源の適切な管理・活用を通じ、水産業の振興に寄与すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業開始 2025 年 8 月
事業終了 3 年後 事後評価
- (3) 実施中モニタリング計画
事業開始 1 年後 中間レビュー時 JCC における相手国実施機関との合同レビュー
事業完了時点 能力強化発現状況の確認
事業終了 3 カ月前 終了時評価 JCC における相手国実施機関との合同レビュー

9. 広報計画

- (1) 当該案件の広報上の特徴
 - 1) 相手国にとっての特徴
世界的な観光地として知られるパラオにとって、海洋資源の持続的利用と観光資源としての価値を同時に高める本プロジェクトは、同国の二大産業である観光業と漁業の連携強化につながる。マスタープランで整備が検討されるガッパン港などの施設は、漁業活動の拠点となるだけでなく、ダイビングや釣りなどの海洋観光の拠点としても活用可能であり、「海洋環境保全」と「経済発展」を同時に進める太平洋島嶼国における水産ブルーエコノミー振興に取り組むパラオの好意的なイメージを強化することができる。
 - 2) 日本にとっての特徴
日本は海洋国家であり、海と関わる環境に配慮した水産業の発展モデルを有している。また日本の観光業においても、水産資源と観光を結びつけた成功事例が多数ある。本プロジェクトを通じて、日本のこうした経験・知見をパラオに共有することで、日本型の持続可能な開発モデルを国際的にアピールすることができる。また、日本とパラオは歴史的なつながりが深く、多くの日本人観光客がパラオを訪問していることから、本プロジェクトは両国の友好関係をさらに強化する契機となる。
- (2) 広報計画
「海洋環境保全と持続可能な経済発展の両立」をメッセージとして発信する。具体的には、パラオの世界的に有名な海洋保護政策と、本プロジェクトによる持続可能な漁業振興の相乗効果を強調する。また、整備される漁港施設が観光資源と

しても機能することを紹介し、環境・漁業・観光の三位一体の具体的なモデル地域として広報する。

日本国内向けには、パラオの美しい海洋環境と、それを守りながら活用する日本の協力を視覚的に SNS やウェブメディアを活用し、若年層にも伝わる内容とする。

「サステナブル・ツーリズム」の視点から、環境に配慮した漁業と観光の連携モデルとして本プロジェクトを紹介し、将来的な日本人観光客の増加にもつなげる。パラオ国内向けには、地元メディアを通じた情報発信に加え、例えばコミュニティベースの観光モデルや学校教育との連携を図るなど、次世代の環境意識と漁業への関心を高める活動を行う。

10. 備考

特になし。

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：水産開発に係る各種業務（海洋土木、施設運用計画／財務・経済分析、水産流通、観光、環境社会配慮を含む）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：大洋州地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

【基本計画策定フェーズ】（2025 年 8 月～2026 年 5 月、10 ヲ月）

【本格フェーズ】（2026 年 6 月～2027 年 7 月、14 ヲ月）

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約 29.67 人月

第2章特記仕様書第4条2.（2）に記載のとおり、課題別研修への上乗せを想定しているため、当該研修に関する事前準備等の人月は不要であるが、当該研修期間中に、業務従事者の同行を想定しており、当該業務にかかる人月0.35を含む。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2）渡航回数を目途 延べ20回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ボーリング調査
- パイロット活動
- 環境社会配慮調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 本プロジェクト案件概要表（以下、「プロジェクト」）
- プロジェクト RD
- プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- 島嶼国型ブルーエコノミーの優良事例形成プロジェクト（以下、「ブルーエコノミー」）案件概要表
- ブルーエコノミー沖合漁業経営現地業務結果報告書（カツオ一本釣り、漁業技術多様化等への取り組み等）
- ブルーエコノミー水産資源管理現地活動報告書（カツオの生物学的データの収集と分析、カツオ餌魚資源に関する情報収集とその分析、パートタイム漁業者の現状把握調査等）、第1回から第4回現地活動、第5回及び第6回現地活動
- ブルーエコノミー水産流通販売現地活動報告書（国内流通販売状況調査、生鮮浮魚類の購入と消費に関する調査、カツオ燻製真空包装製品化に向けた分析、カツオ燻製真空包装製品化等）、第1期から第3期現地活動、第4期から第6期現地活動
- 草の根技術協力「北部沿岸漁業組合における回遊魚（マグロ・カツオ類）の漁獲技術向上と水産物の加工販売を通じた組織強化プロジェクト」案件概要表（以下、「草の根」）
- 草の根事業評価報告書
- 持続可能な観光開発案件概要表

2) 公開資料

- ・パラオに対する水産分野の無償資金協力報告書は次のとおり
 - パラオ共和国漁村開発計画基本設計調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000014486.html>
 - パラオ共和国小規模漁業振興計画基本設計調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000014701.html>
 - パラオ共和国 北部地域小規模漁業振興計画基本設計調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000038508.html>
 - パラオ共和国北部漁村施設整備計画基本設計調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000039344.html>

➤ 草の根活動報告

https://www.jica.go.jp/domestic/okinawa/information/topics/2024/1544544_52298.html

➤ 大洋州地域における観光開発分野情報収集・確認調査
[12364998.pdf](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（＊語⇔＊語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

(6) 資金協力本体事業（案）

第1章企画競争の手続き 9. 資金協力本体事業への推薦・排除に記載した通り、本件業務については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を契約変更により追加する可能性があります。当該追加業務に係る追加の業務量目途については、以下のとおり想定しています。ただし、本業務量目途は発注者側の現時点での想定であるため、具体的業務量は変更契約の契約交渉において、発注者・受注者で協議します。

追加業務量の目途: 約 22.39 人月

【追加発注業務】

本件業務では、基本計画策定フェーズの終了時の 2026 年 5 月にマスタープラン中間案を策定し、新漁港整備の実現可能性および港湾設計／施設レイアウト／規模設定の妥当性について日本政府並びに外部有識者に諮問し、承認が得られた場合、無償資金協力を実施することとなります。

追加発注業務としては、次の内容を想定しています。

- 業務計画書の作成
- インセプション・レポートの作成・説明
- マスタープランプロジェクトを踏まえた経緯・内容等の整理確認
- 要請書の取り付け
- 無償資金協力(以下、「協力」)を実施した場合の沖合浮き魚流通事情調査精査
- 協力を実施した場合の経営診断分析調査
- 協力を実施した場合のサイト状況整理
- 協力を実施した場合の環境社会配慮にかかる整理・対応

- 協力を実施した場合の運営・維持管理体制の調査
 - 協力を実施した場合のジェンダー視点に基づく現状調査
 - 障害配慮に関する検討・計画
 - 気候変動対策案件としての検討
 - 調達事情調査
 - 施設、設備、機材計画調査
 - 基本計画／概略設計図の作成
 - 施工計画／施工監理計画の立案
 - 事業の維持管理計画の立案
 - 技術支援計画の検討、計画策定
 - 施工時の工事安全対策に関する検討
 - 相手国負担事項の整理
 - 免税情報の収集・整理
 - 現地調査結果概要の作成・説明
 - 概略事業費の算出
 - 想定される事業リスクの検討
 - 事業の評価指標の検討
 - 準備調査報告書(案)の作成及び説明
 - 準備調査報告書の作成
- 収集情報・データの提供

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外と

しますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

151,985,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（32,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契

約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	ボーリング 調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	20,000,000円	ボーリング調査費用一式	再委託
2	パイロット 活動	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	12,000,000円	4つ以上の活動を想定	再委託

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

2) 上記 1) に記載がない国については以下のレートを使用してください。

(9) その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)